

北海道障害者フライングディスク連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は「北海道障害者フライングディスク連盟」という（以下本連盟と記す）

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を小樽市桜4丁目 和光学園内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、北海道に在住する障害者の心身の健康と維持増進、並びに社会参加の促進を図るため、フライングディスクの振興奨励に関する事業を行い、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 ノーマライゼーションの理念に基づき、広く、フライングディスクの普及及び発展に努める。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① フライングディスクスポーツの振興奨励事業。
- ② フライングディスクスポーツ大会の開催とゆうあいピック大会への協力事業他のスポーツ大会への協力事業。
- ③ フライングディスクスポーツの健康と保持増進と調査研究事業。
- ④ 障害のある人もない人もフライングディスクスポーツを通じて理解を深め合いノーマライゼーション社会の構築に寄与する事業。
- ⑤ その他、本連盟の目的を達成するために必要な関連事業。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本連盟の会員は、第3条の目的に賛同した、次の者をもって正会員とする。

- ① 個人会員…本連盟の目的に賛同し、入会した個人及び
北海道在住の日本障害者フライングディスク連盟公認指導員
- ② 団体会員…本連盟の目的に賛同し、入会した団体
- ③ 賛助会員…本連盟の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

(会費)

第6条 正会員は、別に定める細則に則って入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会・退会)

- 第7条** 正会員として入会する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない
- 2 正会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第3章 役員

(役員任期及び人数)

第8条 本連盟に次の役員を置き、役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- ①会長 1名
- ②副会長 1～3名
- ③理事 10名以上
- ④監事 2名
- ⑤事務局長 1名
- ⑥事務局次長 若干名
- ⑦参与

(役員職務)

第9条 会長は本連盟を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、その代理を努める。
- 3 理事は、理事会を構成し、総会を決するところにより、会務を審議する。
- 4 監事は、会計及び会務の監査を行う。
- 5 事務局長は、会の運営に関わる事務処理を統括し、事務局次長はそれを補佐する。
- 6 参与は、会の運営等について必要に応じて助言を行う。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び三役会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は、年度の開始3ヶ月以内に会長が招集し、年度の活動計画・予算・その他活動をしていく上での必要事項について審議を行い決定する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と判断した緊急事態に対応するために、招集する。
 - (3) 総会における議決は参加者の過半数（委任状を認める）を得て成立する。ただし、規約改正については第13条の規定によるものとする。
- 3 役員会は、会長が必要と認めた場合において開催されるものとする。役員会は規約の第8条に記されている役員を持って構成する。

また、臨時役員会を開催することにおいて、一堂に会することが困難と判断された場合には、持ち回り方式で開催することができるものとする。

- 4 三役会は、会長が緊急に審議・決定しなければならない懸案が生じたと判断した場合に招集する。三役会は緊急事態への対応策を決定し、執行することができる。ただし、執行した事項は直近の役員会及び総会にて報告されなければならない。三役会の構成は、会長・副会長・事務局長・事務局次長とする。
- 5 役員会・三役会には、上記の役員のほかに会長が必要と考えた役員・会員及び部外者を召喚し意見を聞くことができる。

第5章 財産及び会計

第11条 本連盟の財産は、次をもって構成する。

- 2 会費、本連盟通常資金、寄付金、事業、財産から生ずる収入、その他の収入。
- 3 本連盟の所有する、備品及び用品

第12条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約改正

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会において出席者の3分2以上の同意を得なければならない。

第7章 慶弔

(慶弔規定)

第14条 連盟に貢献あるものに対し、慶弔費等を支出する。支出を行うか否かの決定および内容は、三役会で決定する。

第8章 雑則

(細則等の規定)

第15条 この規約の施行について必要な事項及び細則は、役員会の議決を経て別に定める。

付則 この規約は平成6年3月26日から施行する。

改訂 " 平成8年4月 1日 "

改訂 " 平成29年4月 1日 "

—別表—

	入会金	年度会費	合計
個人会員	1,000円	2,000円	3,000円
団体会員	1,000円	10,000円	11,000円
賛助会員	0円	3,000円	3,000円